

科目名	刑事判例研究	科目分類	<input checked="" type="checkbox"/> 専門科目群（第1グループ）			
			<input type="checkbox"/> 総合科目群（第2グループ）			
			<table> <tr> <td>法律学科</td><td><input type="checkbox"/>必修</td><td><input checked="" type="checkbox"/>選択</td></tr> <tr> <td>学科</td><td><input type="checkbox"/>必修</td><td><input type="checkbox"/>選択</td></tr> </table>	法律学科	<input type="checkbox"/> 必修	<input checked="" type="checkbox"/> 選択
法律学科	<input type="checkbox"/> 必修	<input checked="" type="checkbox"/> 選択				
学科	<input type="checkbox"/> 必修	<input type="checkbox"/> 選択				
英文表記	Studies of Precedents of the Criminal Law	開講年次	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 4年			
ふりがな	くさか かずひと	開講期間	<input type="checkbox"/> 前期 <input checked="" type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 集中			
担当者名	日下 和人	修得単位	2単位			
授業のテーマ	長い判決文の中から判例法理を抽出できるようにする。 また、判例法理の射程を（幅を持って）推測するために、参考となる資料を自ら探し出せる ようにする。					
到達目標	ある判例を見たときに、判例法理を探り出し、その判例の射程ができるだけ明確にできる。					
授業概要	判例集の他にも、読むべきものがあることを示す。調査官解説、判例評釈、外国での議論、旧法との対照、関連民事判例等が、それらである。それらを用いて、多角的検討の過程を具体的に見せる。					
授業計画						
第1回	講座案内 条文操作訓練を通して、総論・各論の復習を行う。六法持参。					
第2回	正当防衛 昭和24年から昭和60年までの判例の流れを学習する。					
第3回	防衛の意思の内容 最判昭和60・9・12 刑集39巻6号275頁以下。 まず、事案の概要を把握する。そのうえで、判例の位置付けを行う。					
第4回	調査官解説（第3回の判例）の読み解き 安廣・最判解（昭和60年度）132～164頁。 最高裁判所判例解説を通して、判例法理をあぶり出す。					
第5回	心神喪失・心神耗弱の判断方法 最判平成20・4・25 刑集62巻5号1559頁以下。 まずは、法律用語も医学用語も用いずに、事案はあるがままに把握する。要約練習を行う。					
第6回	判例評釈（第5回の判例）の読み解き 2つの評釈を読んで、比較・検討する。評釈の活用方法を習得する。					
第7回	差戻控訴審判決の検討 東京高判平成21・5・25 刑集62巻2号1頁以下。 その後を追跡する方法の一つを習得する。あわせて、高裁の役割を考える。					
第8回	未遂 最判平成26・11・7 刑集68巻9号963頁以下（ウナギの稚魚輸出未遂事件）。 最判平成20・3・4 刑集62巻3号123頁以下（覚醒剤瀬取り輸入未遂事件）と比較して、矛盾のないように理解する方法を工夫する。					
第9回	「残虐な刑罰」 大阪地裁平成23年10月31日（パチンコ店放火殺人事件）未登載。 アメリカの判例（第8修正に関する判例）と比較しつつ考察する。特に、ウォーレン長官による「品位の発展的基準」を紹介して、今後の制度のあり方を考えたい。なお、存廃論は扱わない。					
第10回	脅迫罪 大判大正3・12・1 刑録20輯2303頁以下。 文語文を読む訓練をする。なお、口語訳も配布する。判決文から事案を想像する練習を行う。					
第11回	脅迫罪と強要罪 西田説や山口説の内容を検討することによって、判例の射程を考察する。 100年以上も前の判例の射程は、どこまでなのか。それを精密に言語化する。					
第12回	誤振込 最決平成15・3・12 刑集57巻3号322頁。 「民事判例とは必ずしも矛盾しない」という見解の言い分を理解することから始める。					
第13回	三鷹事件の法律問題 まず、事案を把握する。 次に、適用条文を旧刑法と対照して、「編集上のミスではないか」とする考えがありえることを理解する。					
第14回	三鷹事件の手続問題 最大判昭和30・6・22 刑集9巻8号1189頁以下。 反対意見の検討を行い、問題点をできるだけ多く列挙する。					
第15回	まとめ 医療事故のケースを素材にして、情報自体を握ることより、情報自体の“ありか”を知っていることの方が大切であることを確認する。					
第16回	定期試験 (マーク式50% 論述式50%)					
授業時間外の学習	<講義前> 3回目以降は、講義時に配布する資料に目を通してきてください。ただし、30分と時間を決めて、集中して速読してきてください。内容を理解するというよりは、構造を見抜いて、					

	<p>各段落の機能に気づいてください。(30分)</p> <p><講義後> やはり同じ資料を読んでください。初読のときと違って見えたなら、成功です。最初は、沢山の文献を読むよりは、1つの文献を配列の妙が分かるまで精読する方が上達します。(120分)</p>
履修条件 受講のルール	<p>私語厳禁。毎回マーク式の10問演習を行いますから、真剣に取り組んでください。また、要約訓練の時間(第15回)は、筆が止まらないようにしてください。皆さんの年齢では、文章は書けば書くほど上達します。</p> <p>■欠席分の資料は、講義時に最前列の机上に置く。</p> <p>■身体的不調や生理現象以外のために、講義中に退出してはならない。</p>
テキスト	特に、指示するテキストはありません。図書館を活用しましょう。
参考文献・資料	次回分について、講義中に指示する。
成績評価の方法	<p>以下のA・Bいずれかの高い方を得点とする。</p> <p>[A] 理解度確認シート(15%) 講義に取り組む姿勢(15%) 定期試験(70%)</p> <p>[B] 定期試験(100%)</p> <p>出席回数が11回以上で、授業料を全額納入している場合のみ、試験を受けることができます。</p>
オフィスアワー	毎週金曜日12時40分～13時10分(ただし、高校部非常勤講師室に居ます。) 講義終了直後に来てもらえば、いくらでも対応します。
成績評価基準	<p>平成28年度(2016)以降入学した学生 秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)</p> <p>平成27年度(2015)以前に入学した学生 優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)</p>
学生への メッセージ	<p>本講義で、研究するのは、受講者です。講師は、研究の素材を提供するだけです。 受講を通して、図書館を頼りがいのある味方にしてください。 友達しか味方のいない人は、そのうち、友達の役に立てなくなります。</p>